

資料編

1. 西脇市障害者地域支援協議会条例

平成26年3月28日条例第4号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、西脇市の障害者施策の円滑な推進を図るため、西脇市障害者地域支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第11条第3項に規定する障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及びその施策の実施状況
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画に関し、同条第10項に規定する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療又は福祉に係る関係団体を代表する者
- (3) 障害者及びその保護者
- (4) 福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

2 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、専任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌握する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、障害福祉担当部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

<略>

2. 西脇市障害者地域支援協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属
◎ 朝比奈 寛 正	兵庫大学 生涯福祉学部社会福祉学科 准教授
岡 本 英 子	西脇市手をつなぐ育成会 副理事長
川 崎 佳 子	ボランティアグループ 手話サークル わかば
神 納 伸 午	北播磨障害者就業・生活支援センター 主任就業支援員
高 瀬 利 明	白ゆり会家族会 会長
多 田 由 紀 子	北はりま特別支援学校 校長
筒 井 研 策	西脇市社会福祉協議会 事務局長
時 本 あ さ み	西脇市民生委員児童委員連合会 代表
永 井 寿 幸	市内小中学校特別支援教育推進部会代表 比延小学校長
中 村 壮 志	ハローワーク西脇(西脇公共職業安定所) 統括職業指導官
百 田 雅 樹	加東健康福祉事務所 副所長兼企画課長
藤 井 順 子	市内福祉事業所代表 一般社団法人順悠会 代表理事
○ 南 久 雄	西脇市多可郡医師会 副会長
村 上 収	西脇市連合区長会代表
吉 田 昇	西脇市身体障害者福祉協会 会長

※◎会長、○副会長

3. 計画策定の経過

時 期	内 容
令和4年8月29日～ 9月5日	令和4年度 第1回西脇市障害者地域支援協議会(書面会議) 【協議事項】 ・ 西脇市障害者基本計画、第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画の策定について
令和5年3月29日	令和4年度 第2回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 ・ 障害者基本計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況 ・ 西脇市障害者福祉に関するアンケート調査結果 ・ 西脇市障害者基幹相談支援センター事業報告
令和5年5月25日	令和5年度 第1回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 ・ 障害のある人の状況について ・ 障害福祉関係団体及び事業所へのアンケート調査結果 ・ 基本理念について
令和5年6月29日	令和5年度 第2回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 ・ 現行計画評価及び検証について ・ 計画骨子案について ・ 障害者の「害」の字の取扱い等について
令和5年8月24日	令和5年度 第3回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 ・ 基本理念について ・ 計画素案について
令和5年9月20日～ 9月27日	令和5年度 第4回西脇市障害者地域支援協議会(書面会議) 【協議事項】 ・ 西脇市障害者基本計画、第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画(案)について

時 期	内 容
令和5年10月26日	令和5年度 第5回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画素案について ・ パブリック・コメントについて ・ 西脇市における地域生活支援拠点等の整備について
令和5年12月1日～ 令和6年1月4日	パブリック・コメント実施
令和6年1月23日	令和5年度 第6回西脇市障害者地域支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリック・コメントの実施結果について ・ 計画資料編について ・ 西脇市障害者基本計画、第7期西脇市障害福祉計画・第3期西脇市障害児福祉計画の策定 ・ 地域生活支援拠点等の整備について

4. 用語解説

《あ行》

●医療的ケア

高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で医療的な行為のこと。具体的には、たん吸引(口腔、気管等)、経管栄養(鼻の管からの栄養注入)、胃ろう(お腹から胃に形成した小さな穴からの栄養注入)等が該当する。

●インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある子どもが精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みのこと。

●NPO

「Non-profit Organization」の略で、医療、福祉、環境、文化、まちづくりなどの多様な分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織。そのうち、特定非営利活動促進法(NPO法)の認証を受けたものを特定非営利活動法人(NPO法人)という。

《か行》

●強度行動障害

自傷行為や物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が多く、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援などの助けが必要な状態のこと。

●国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)

国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人から優先的に調達することを推進し、また障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品に対する需要の増進を図るための法律

●行動障害

本人の健康を損ねる行動や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が起こるため、支援が必要になっている状態のこと。

●合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

バリアフリーの取組の実施に当たり、地域共生社会の実現及び社会的障壁の除去について明確化するとともに、障害のある人や高齢者等に対する支援を明記し、バリアフリーの取組を推進するための法律

《さ行》

●サービス管理責任者

障害者総合支援法に基づき、「障害福祉サービス」を提供している事業所ごとに配置を義務付けられた責任者のこと。サービス管理責任者の役割は、個別支援計画の作成や連絡調整等を行うこと。

●サポートファイル

障害等で支援が必要な子どもの情報を一冊にまとめて引き継いでいくファイルのこと。居住市町が発行しており、本人理解のために有効活用を目指している。

●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目的とする法律

●指定難病

国が、難病の患者に対する医療等に関する法律に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としている難病のこと。

●児童発達支援管理責任者

児童福祉法に定められた施設での関わりを通して、児童の発達の課題を把握して個別支援計画を作成し、一人ひとりに合った支援や集団療育の管理を行う者のこと。

●児童福祉施設

児童福祉法に規定される施設。授産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターがある。

●児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待対策防止を含む全ての児童の福祉を支援する法律

●住宅入居等支援事業

賃貸契約による住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業のこと。

●手話通訳者

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害のある人とその他の者との間の意思疎通の確立に必要とされる手話通訳を行う者のこと。

●障害者基幹相談支援センター

障害のある人やその家族の相談窓口として、障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害)や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。

●障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の福祉を促進することを目的とした法律

●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)

障害のある人の権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めた法律

●障害者差別解消法

障害があってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的として制定された法律

●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)

全ての障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定された法律

●障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費の支払事務を行うためのシステムであり、全国共通の支払システムを導入することにより、事務の効率化と平準化を図るもの

●(障害者)相談支援専門員

サービス提供の対象となる障害のある人やその家族が、必要とする支援を適切に受けるためにサポートをする専門職であり、利用者が暮らしやすい生活を送るため、利用者や支援サービスを提供する事業所をつなぎ、中立的な立場で支援に携わっている専門員のこと。

●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

文化芸術活動を通じ、障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした法律

●障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進、雇用における機会の均等、待遇の確保、また、障害のある人が有する能力を有効に発揮することができるようにするなど、障害のある人の自立を促進し、職業の安定を実現するための具体的な方策を定めた法律

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障害のある人、障害のある子どもがその有する能力に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律

●障害者法定雇用率

一定数以上の労働者を雇用している企業や地方公共団体を対象に、常用労働者のうち「障害のある人」をどのくらいの割合で雇う必要があるかを定めた基準。障害のある人の雇用の安定を図った障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、企業には法定雇用率の達成が義務付けられている。

●自立支援医療

障害のある人や障害のある子どもが、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活等を営むことができるよう提供される医療のことで、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」の3種類がある。指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となる。

●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由により、自分一人では契約行為や財産管理等を行うことが困難な人を法的に支援する制度

《た行》

●多職種間連携

質の高い治療やケアを提供するため、多種多様な専門職や地域生活に関連する団体や支援者が、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携すること。

●地域生活支援拠点

障害のある人や障害のある子どもの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、生活を地域全体で支えるサービス提供体制や場所のこと。

●デマンド型交通

利用者の予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。本市ではデマンド型交通乗合タクシー「むすブン」が該当

●地域包括ケアシステム

要介護状態となった方が、住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、個々の状況やその変化に応じて、介護サービスを中心に、医療サービスをはじめとする様々な支援(住まい、医療、介護、予防、生活支援)を、継続的かつ包括的に提供する仕組みのこと。

《な行》

●農福連携

障害のある人などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。農福連携は、障害のある人などの就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

《は行》

●発達障害

乳幼児から幼児期にかけて、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害で、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥／多動性障害)、その他これらに類する脳機能障害のこと。

●ピアカウンセリング

障害について誰よりよく知っているのは障害のある人自身であり、「障害については障害のある人こそが専門家」という考えのもとに、障害のある人の相談に障害を持つカウンセラーが相談を受けること。

●福祉医療費助成制度

対象者が医療機関等を受診した際に支払うべき医療費の一部又は全部を助成する制度のこと。

《ま行》

●モニタリング

計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援がどの程度障害のある人の生活に効果を上げているか検証すること。

《や行》

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

●ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築(設備)・製品・情報などの設計(デザイン)のことであり、またそれを実現するためのプロセス(過程)

●要約筆記者

第一言語を手話としない聴覚障害のある人(中途失聴者・難聴者など)を対象に、話されている内容を要約し、文字として伝えることにより相互の意思疎通を支援する者のこと。

《ら行》

●ライフステージ

人の一生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「乳児期」、「幼児期」、「児童期」、「思春期」、「成人期」、「壮年期」、「老年期」などに分かれたそれぞれの段階のこと。

●リハビリテーション

高齢者や障害のある人などの身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練にとどまらず、ライフステージの全ての段階において、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員としてその人らしく生きていくことができるよう支援していくこと。

●レスパイトケア

看護人の休息を目的とした一時的な患者の介護。乳幼児、障害のある人や障害のある子ども、高齢者などを在宅で介護している家族を癒す為に、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援のこと。